

# 廿日市市風致地区内における 建築等の規制に関する条例の手引

令和6年1月

〔 平成25年4月 〕

廿日市市 建設部 都市計画課

この手引は、廿日市市長に許可申請等をする場合の取り扱いを示したものです。

本手引に記載の法令等は、次のとおり省略しています。

法	都市計画法（昭和43年法律第100号）
政令	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 （昭和44年政令第317号）
条例	廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第34号）
規則	廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成25年規則第5号）

なお、宮島地域では、風致地区のほかに、文化財保護法による特別史跡及び特別名勝の指定や、自然公園法による瀬戸内海国立公園の特別地域の指定などを受けています。

そのため、本手引の許可基準のほかに、他法令の基準を満たす必要がありますので、それぞれの許可権者と事前に協議を行うようにしてください。

### 代表的な規制

#### （風致地区に係る規制）

廿日市市建設部都市計画課 都市計画係 市役所6階  
住所：廿日市市下平良一丁目11番1号  
TEL：0829-30-9190

#### （文化財保護法に係る規制）

廿日市市教育委員会生涯学習課 市役所4階  
住所：廿日市市下平良一丁目11番1号  
TEL：0829-30-9205

#### （自然公園法に係る規制）

環境省中国四国地方環境事務所広島事務所 広島合同庁舎3号館1階  
住所：広島市中区上八丁堀6番30号  
TEL：082-223-7450

#### （建築行為に係る規制）

廿日市市建設部建築指導課 市役所6階  
住所：廿日市市下平良一丁目11番1号  
TEL：0829-30-9191

## 目 次

<b>1</b>	<b>風致地区制度の概要</b>	
1-1	制度趣旨	1
1-2	本市の指定状況	2
1-3	許可権者	3
1-4	宮島地域における他法令の規制（参考）	3
<b>2</b>	<b>許可を要する行為</b>	
2-1	許可を要する行為	4
2-2	許可が不要な行為	5
<b>3</b>	<b>許可基準</b>	
3-1	許可基準	7
3-2	許可の条件や注意事項	10
<b>4</b>	<b>許可申請手続き</b>	
4-1	許可申請の流れ	11
4-2	許可申請の方法	12
4-3	標識の設置	15
<b>5</b>	<b>協議及び通知を要する行為</b>	
5-1	協議を要する行為	16
5-2	通知を要する行為	16
	<b>様式集</b>	<b>20</b>

## 1 風致地区制度の概要

### 1-1 制度趣旨

風致地区とは、都市における自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定める都市計画の制度の1つです。（法第8条第1項第7号）

風致地区では、政令で定める基準に従い、条例を定めることによって、建築物の建築等に対する規制を行うことにより、風致の維持を図っているものです。（法第58条第1項）

なお、これまでは、広島県が条例を定めていましたが、第2次一括法整備等政令の施行に伴う政令の改正を受けて、平成24年12月19日に本市が新たに条例を定めました。（施行日：平成25年4月1日）



紅葉谷公園

## 1-2 本市の指定状況

本市の風致地区の指定は次のとおりです。

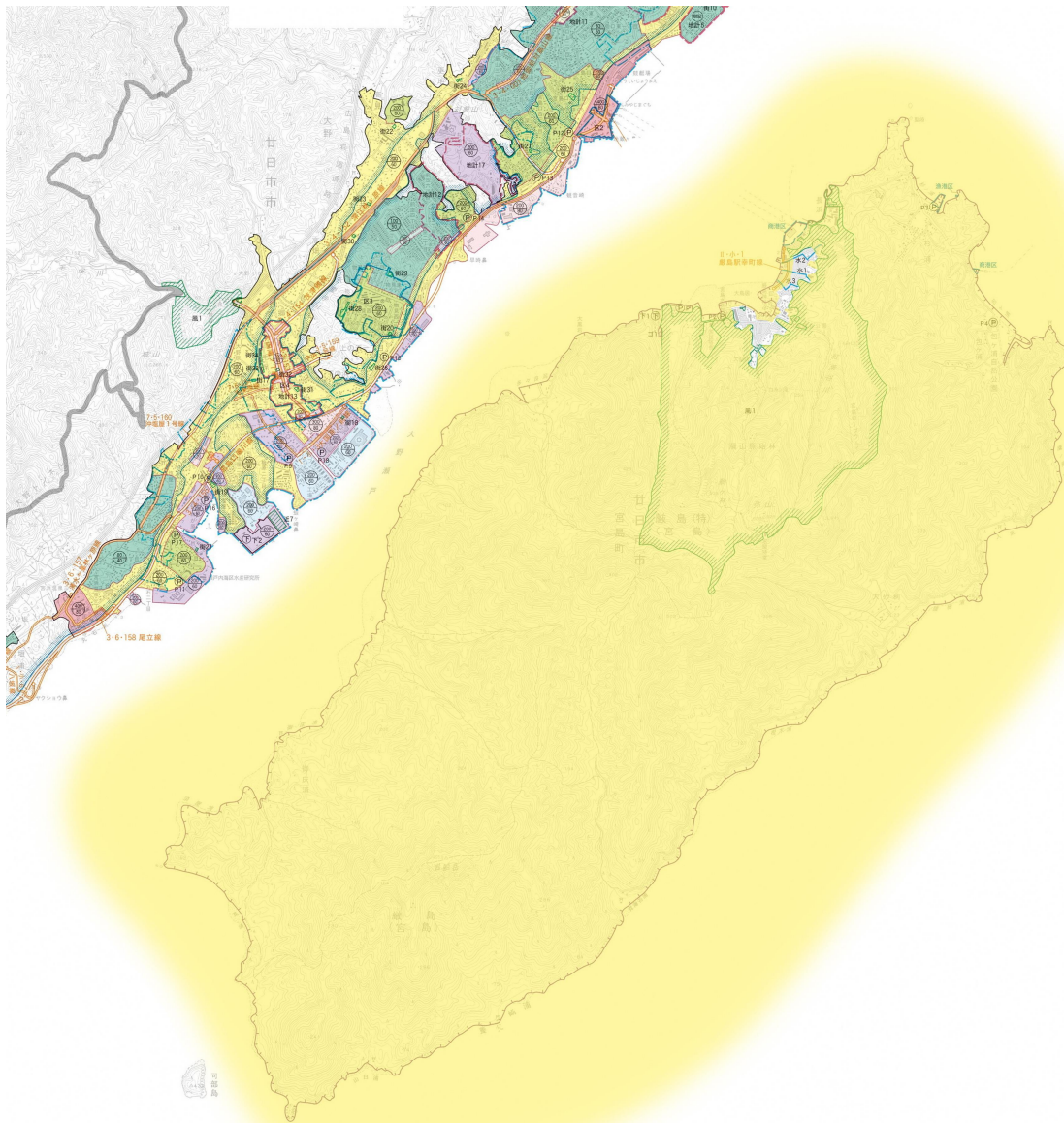
### ■宮島都市計画 厳島風致地区

《当初決定年月日》昭和13年6月7日 内務省告示第294号

《最終決定年月日》令和元年6月13日 告示第15号

《面積》3,022.2ha

宮島町伝統的建造物群保存地区を除く宮島都市計画区域内が厳島風致地区に指定されています。風致地区内で建築等の行為を行う場合は条例が適用されます。(詳細は、P4の許可を要する行為、P5の許可が不要な行為をご覧ください。)



### 1-3 許可権者

廿日市市長

### 1-4 宮島地域の他法令の規制（参考）

宮島地域における土地利用に関する法規制は、都市計画法のほかに、文化財保護法、自然公園法、都市公園法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、砂防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律、景観法など多くのものがあります。

文化財保護法では、全島が特別史跡及び特別名勝に指定され、さらに弥山山頂付近の158haが天然記念物（瀨山原始林）となっています。

自然公園法では、全島が瀬戸内海国立公園の特別地域に指定され、さらに特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域に分けられています。

都市公園法では、弥山山頂付近から市街地付近までの421.8haが都市公園（風致公園）に指定されています。

森林法では、市街地や集団施設地区等を除き、2,350haが風致保安林に指定されています。

また、景観法では、全島が景観計画区域（廿日市市全域を指定）に指定されています。

このように、宮島地域では、多くの土地利用に関する法規制がかかっています。これは、宮島が太古の時代から守られてきた社寺仏閣や伝統行事などの文化的・歴史的資源や、瀨山原始林や瀬戸内海などの自然環境との調和によって構成された、日本を代表する景勝地「宮島」を保全し、後世に守り続けるためのものです。



## 宮島の歴史的特性

宮島の歴史は、厳島神社の創建により始まったといえます。太古の時代から島への信仰はなされてきたと考えられますが、社殿の創建は推古天皇即位元年（593年）と伝えられています。また、弘仁2年（811年）に初めて日本の歴史上に記録され、「日本後紀」には伊都岐島神を名神に列しています。

平安末期、安芸守であった平清盛は厳島神社への信仰が厚く、仁安3年（1168年）頃には現在のような規模の社殿が造営されています。その後、平家一門の中央での権勢が増大するにつれて、承安4年（1174年）の後白河上皇、建春門院をはじめ、都の貴族等の間に厳島神社詣が盛んとなり、その結果平安文化がもたらせるようになったようです。

その後、人や文化の交流は宮島を舞台に盛んに行われてきましたが、宮島に人が住み、まちの形態を備えるようになったのは室町時代に入ってからのことです。

信仰の地としてだけでなく交易が行われ、商業都市としても発展しました。江戸時代になると島のなかに広島藩直属の奉行所が設けられ、そのなかで歌舞伎や見世物等も盛んになるなど賑わうようになりました。

また、江戸時代初期の儒学者林春斎の「日本国事蹟考」のなかに、宮島は松島、天橋立とともに日本三景の一つに数えられ、以後それは広く定着することになりました。

そして、平成8年12月に、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）において、社殿を中心とする厳島神社と、前面の海及び背後の弥山を含む森林地域が世界遺産の文化遺産に登録されました。

## 2 許可を要する行為

### 2-1 許可を要する行為

次に掲げる行為を行う場合、許可が必要です。（条例第2条第1項）

- (1) 建築物の新築、改築、増築又は移転
- (2) 工作物の新築、改築、増築又は移転
- (3) 建築物及び工作物の色彩の変更
- (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 木竹の伐採
- (7) 土石の類の採取
- (8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

屋外広告物の表示等については、許可を要する行為に該当しません。ただし、工作物である屋外広告物については、工作物として許可が必要になります。なお、屋外広告物は、広島県屋外広告物条例により、宮島全島が禁止地域に指定されています。（7㎡以下の自己看板のみ設置可能です。）

## 2-2 許可が不要な行為

都市計画事業の施行として行う行為や非常災害のため必要な応急措置として行う行為、日常の管理行為など、次に掲げるものについて、許可は必要ありません。(条例第2条第2項)

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国、県若しくは市又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築に係る建築物の床面積又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、改築又は増築後の建築物の高さが15メートルを超えることとなるものを除く。)
- (5) 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築又は移転
  - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
  - イ 祭典、催物等のための仮設の工作物
  - ウ 社寺境内地の鳥居、灯籠及びこれらの附属工作物並びに墓地内の墓碑、墓石その他これらに類するもの及びこれらの附属工作物
  - エ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
  - オ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
  - カ アからオまでに掲げる工作物以外の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- (7) 屋根、壁面その他これらに類する建築物の部分以外の部分及び煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類する工作物以外の工作物の色彩の変更
- (8) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (9) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (10) 次に掲げる木竹の伐採
  - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 自家の日常生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - エ 仮植した木竹の伐採
  - オ 本項各号及び次条第2項各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (11) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第8号の宅地の造成等と同程度のもの



- (12) 次に掲げる屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
  - ア 面積が10平方メートル以下で高さが1.5メートル以下である屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
  - イ 工事現場で行う屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- (13) 前各号に掲げる行為のほか、次に掲げる行為
  - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - イ 建築物の存する敷地内で行う行為で次に掲げるもの
    - (ア) 当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物の新築、改築、増築又は移転
    - (イ) 高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わない宅地の造成等
    - (ウ) 高さが5メートルを超えない木竹の伐採
    - (エ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(イ)の宅地の造成等と同程度のもの
    - (オ) 高さが1.5メートルを超えない屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
  - ウ 電気通信事業又は有線放送業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転
  - エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
    - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
    - (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
    - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
    - (エ) 水面の埋立て又は干拓
    - (オ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

### 3 許可基準

#### 3-1 許可基準

行為の種類に応じた許可の基準は、次表のとおりです。(条例第4条第1項)

行為の種類	許可基準	
建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築	仮設の建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができること</li> <li>▶ 建築物等の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと</li> </ul>
	地下に設ける建築物等	▶ 建築物等の位置及び規模が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと
	その他の建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建築物の高さが15m以下であること（ただし、建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。）</li> <li>▶ 建ぺい率が40%以下であること（ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。）</li> <li>▶ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2m以上、その他の部分にあっては1m以上であること（ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。）</li> <li>▶ 建築物の位置、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと</li> <li>▶ 建築物の新築で、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、緑地率20%以上であること（ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。）</li> </ul>
	工作物	▶ 工作物の位置、規模、形態又は意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと
建築物等の改築	建築物	改築後の位置、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと
	工作物	改築後の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと

行為の種類	許可基準	
建築物等の増築	仮設の建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができること</li> <li>▶ 建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと</li> </ul>
	地下に設ける建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと</li> </ul>
	その他の建築物等	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold; margin-right: 5px;">建 築 物</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建築物の高さが15m以下であること（ただし、建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。）</li> <li>▶ 増築後の建ぺい率が40%以下であること（ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。）</li> <li>▶ 増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2m以上、その他の部分にあっては1m以上であること（ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。）</li> <li>▶ 建築物の位置、形態及び意匠が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと</li> </ul> </div>
	工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 工作物の規模、形態又は意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと</li> </ul>
建築物等の移転	建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2m以上、その他の部分にあっては1m以上であること（ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。）</li> <li>▶ 移転後の建築物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと</li> </ul>
	工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと</li> </ul>
建築物等の色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和すること</li> </ul>	

行為の種類	許可基準		
宅地の造成等	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと</li> <li>▶ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと</li> </ul>	
		面積 1ha を超える宅地の造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高さが 5m を超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないこと</li> <li>▶ 面積が 1ha 以上である森林で風致の維持上特に重要であるものとして市長が指定したものの木竹の伐採を伴わないこと（現在は、指定していません。）</li> </ul>
		面積 1ha 以下で、高さ 5m を超える法を生ずる切土又は盛土を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適切な植栽を行うものであるなどにより切土又は盛土により生ずる法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないもの</li> </ul>
	宅地の造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 緑地率 10% 以上であること（ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。）</li> </ul>	
	土地の開墾その他の土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 緑地率 20% 以上であること（ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。）</li> </ul>	
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 水面の埋立て又は干拓後の地貌が、埋立て又は干拓を行うことにより生ずる土地及びその周辺の土地の区域と著しく不調和とならないこと</li> </ul>		
木竹の伐採	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと</li> </ul>	
	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建築物等の新築、改築、増築又は移転や宅地の造成等を行うために必要な最小限度であること</li> <li>▶ 森林の択伐</li> <li>▶ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（風致の維持上特に重要であるものとして市長が指定したものを除く。）で、伐採区域の面積が 1ha 以下のもの</li> <li>▶ 森林である土地の区域外におけるもの</li> </ul>		

行為の種類	許可基準	
土石の類の採取	採取方法が露天掘りである場合	▶ 必要な埋め戻し又は植栽をすることなどにより、採取が行われる土地及びその周辺の土地の区域の風致の維持に著しい支障を及ぼさないこと
	その他の場合	▶ 採取が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	▶ 堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと	

### 3-2 許可の条件や注意事項

#### (1) 許可条件（条例第4条第2項）

許可をするにあたり、都市の風致の維持上必要な条件を付することがあります。

#### (2) 監督処分（条例第5条）

条例に違反する行為をした者には、風致を維持するために必要な限度において、違反を是正するため必要な措置を命じることがあります。

#### (3) 立入検査（条例第6条）

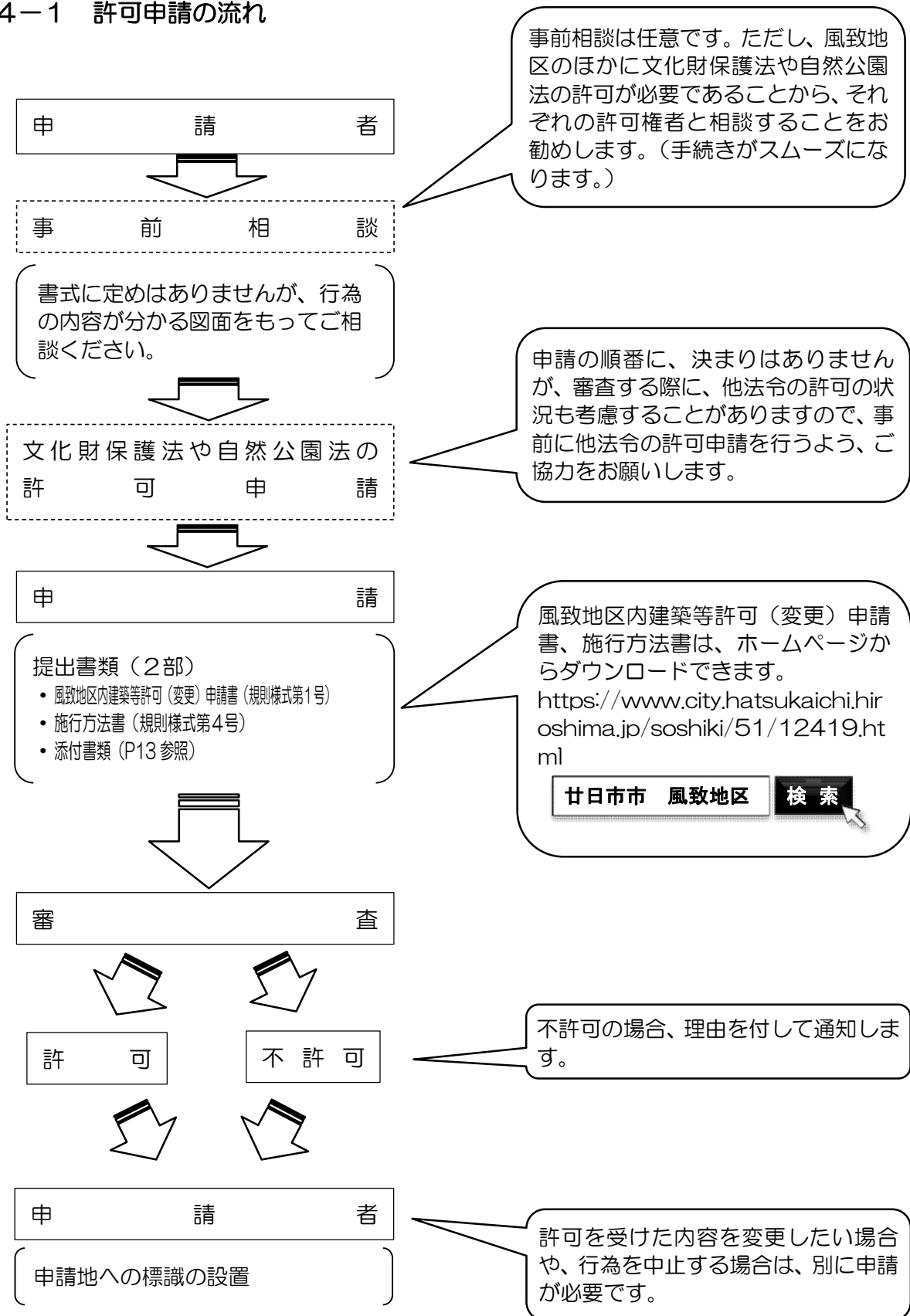
違反を是正するため、違反した土地に立ち入り、当該土地において行われている工事の状況を検査することがあります。

#### (4) 罰則（条例第8条～第11条）

条例の規定に違反した場合には、罰則があります。

## 4 許可申請手続き

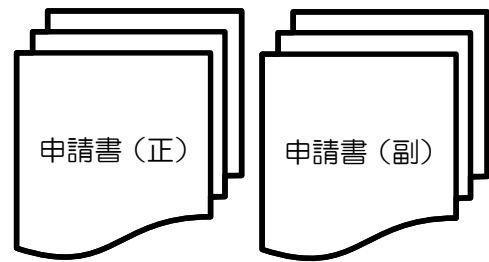
### 4-1 許可申請の流れ



## 4-2 許可申請の方法

許可申請に必要な提出書類（正副2部）は、次のとおりです。（規則第2条第1項）

※許可書に副本をつけてお返しします。



- (1) 風致地区内建築等許可（変更）申請書（規則様式第1号）
- (2) 施行方法書（規則様式第4号）
- (3) 添付書類

※風致地区内建築等許可（変更）申請書及び施行方法書は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/12419.html>

廿日市市 風致地区

**提出先** 廿日市市役所 6階 都市計画課（都市計画係）  
〒738-8501 廿日市市下平良一丁目1番1号  
☎（0829）30-9190〔直通〕

（記入の注意点）

### ■風致地区内建築等許可（変更）申請書

- ・申請者が法人の場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ・行為地は、「宮島都市計画 巖島風致地区内」とし、所在地番を記入してください。

### ■施行方法書

- ・申請者と土地所有者が異なる場合は、承諾書を添付して下さい。
- ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの敷地境界線までの距離は、最短の部分の距離を記載し、配置図に図示してください。
- ・色彩について、文字で表現しがたい場合、立面図に着色するか見本などを添付してください。
- ・緑地の面積の計算方法は次表のとおりです。（規則第5条）

種 類	計 算 方 法
木竹	高さ（m）の2乗
生け垣	延長距離（m）
芝生などの地被類	水平投影面積（㎡）

（例）高さ2mの木竹3本と延長距離5mの生け垣

⇒（2m×2m×3本）+5=17㎡

(添付書類)

次に掲げる書類のほかに、審査する際に、他法令の許可の状況も考慮することがありますので、「文化財保護法の許可書の写し」「自然公園法の許可書の写し」を添付するようご協力をお願いします。(規則第2条第2項)

(1) 建築物の新築、改築、増築、又は移転

- 付近見取図 . . . . . 方位、道路、水路その他地形の概略
- 配置図 . . . . . 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
- 各階平面図 . . . . . 縮尺及び方位
- 2面以上の立面図 . . . . . 縮尺及び建築物の高さ
- 植栽計画図 . . . . . 縮尺、木竹の位置、種類、高さ及び本数、生け垣の位置、種類、高さ及び延長距離、芝生等の位置、種類及び面積並びに緑地面積の算定式  
(建築物の新築の場合で、建築物の敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときに限り必要です。)

(2) 工作物の新築、改築、増築、又は移転

- 付近見取図 . . . . . 方位、道路、水路その他地形の概略
- 配置図 . . . . . 縮尺、方位、敷地の境界線及び申請に係る工作物の位置
- 平面図 . . . . . 縮尺及び主要部分の寸法
- 側面図 . . . . . 縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法

(3) 建築物等の色彩の変更

- 付近見取図 . . . . . 方位、道路、水路その他地形の概略
- 配置図 . . . . . 縮尺、方位、敷地の境界線及び申請に係る建築物等の位置
- 平面図 . . . . . 縮尺及び方位
- 立面図又は側面図 . . . . . 縮尺及び建築物等の高さ



#### (4) 宅地の造成等

- 施行地区位置図 . . . . . 縮尺、方位、地形の概略及び施行地区の位置
- 施行地区区域図 . . . . . 縮尺、方位、地形、施行地区の境界並びに施行地区内及びその周辺の道路、水路その他の施設
- 計画平面図 . . . . . 縮尺、方位、施行地区の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び崖又は擁壁の位置
- 横断面図及び縦断面図 . . . . . 縮尺及び切土又は盛土によって生ずる法の高さ
- 植栽計画図 . . . . . 縮尺、木竹の位置、種類、高さ及び本数、生け垣の位置、種類、高さ及び延長距離、芝生等の位置、種類及び面積並びに緑地面積の算定式

#### (5) 水面の埋立て又は干拓

- 施行地区位置図 . . . . . 縮尺、方位、地形の概略及び施行地区の位置
- 施行地区区域図 . . . . . 縮尺、方位、地形、施行地区の境界並びに施行地区内及びその周辺の道路、堤防その他の施設
- 計画平面図 . . . . . 縮尺、方位、施行地区の境界、埋立て又は干拓の部分及び堤防又は護岸の位置
- 横断面図及び縦断面図 . . . . . 縮尺並びに高水位及び低水位又は最大満潮位及び最大干潮位

#### (6) 木竹の伐採

- 付近見取図 . . . . . 方位、道路、水路その他地形の概略
- 平面図 . . . . . 縮尺、方位及び伐採計画区域

#### (7) 土石の類の採取

- 付近見取図 . . . . . 方位、道路、水路その他地形の概略
- 平面図 . . . . . 縮尺、方位及び採取計画区域
- 横断面図及び縦断面図 . . . . . 縮尺並びに採取前の地形及びその採取計画線

#### (8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

- 施行地区位置図 . . . . . 縮尺、方位、地形の概略及び施行地区の位置
- 施行地区区域図 . . . . . 縮尺、方位、地形、施行地区の境界並びに施行地区内及びその周辺の道路、水路その他の施設
- 計画平面図 . . . . . 縮尺、方位、施行地区の境界及び堆積を行う土地の部分
- 横断面図及び縦断面図 . . . . . 縮尺及び堆積の高さ

### 4-3 標識の設置

許可を受けた場合、行為地に許可内容を示した標識の設置が必要です。(規則第3条)

(例) 建築物の新築の場合

<b>風致地区内建築等許可標識</b>	
許可を受けた者の住所・氏名	廿日市市宮島町〇〇〇 廿日市 太郎
許可を受けた行為の種類	建築物の新築
許可年月日及び許可番号	平成〇〇年〇月〇日 指令廿第〇〇〇〇〇号

※行為地内の見えやすい位置に掲示してください。

※大きさに定めはありませんが、A3サイズ程度の見えやすい大きさとしてください。

※行為の着手日から完了日まで間、掲示してください。

## 5 協議及び通知を要する行為

### 5-1 協議を要する行為


次に掲げる者が行う行為は、許可を受ける代わりに、本市と協議を行う必要があります。この場合、許可基準を遵守してください。（条例第3条第1項）

- ・国
- ・広島県
- ・市
- ・国立研究開発法人森林総合研究所
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・独立行政法人労働者健康安全機構
- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・独立行政法人水資源機構
- ・独立行政法人国立病院機構
- ・独立行政法人環境再生保全機構
- ・独立行政法人都市再生機構
- ・広島県住宅供給公社

申請方法は、4-2許可申請の方法（P12～）を準用します。ただし、「風致地区内建築等許可（変更）申請書（規則様式第1号）」を「風致地区内建築等（変更）協議書（規則様式第2号）」に読み替えてください。

※風致地区内建築等（変更）協議書及び施行方法書は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/12419.html>

廿日市市 風致地区 検索 

### 5-2 通知を要する行為

次に掲げる行為を行う場合は、許可及び協議は不要です。ただし、事前に本市へ通知を行う必要があります。（条例第3条第2項）

(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第10

- 〇条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
  - (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
  - (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
  - (5) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
  - (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
  - (7) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（同項第4号を除く。）に規定する業務に係る行為（第1号に掲げるものを除く。）
  - (8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機又は道路標識の設置又は管理に係る行為
  - (9) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
  - (10) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為
  - (11) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
  - (12) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
  - (13) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業若しくは生態系維持回復事業又は広島県立自然公園条例（昭和34年広島県条例第41号）による公園事業の執行に係る行為
  - (14) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
  - (15) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
  - (16) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
  - (17) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
  - (18) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為


- (19) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (20) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (21) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設又は管理に係る行為
- (22) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (23) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行う鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (24) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (25) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電線通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (28) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (29) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (30) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

- (31) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (32) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (33) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (34) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為

申請方法は、4-2許可申請の方法（P12～）を準用します。ただし、「風致地区内建築等許可（変更）申請書（規則様式第1号）」を「風致地区内建築等（変更）通知書（規則様式第4号）」に読み替えてください。

※風致地区内建築等（変更）通知書及び施行方法書は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/12419.html>

廿日市市 風致地区 検索 

### 手引きの改定経緯

年月日	改定の主な内容
■平成25年4月	■第2次一括法整備等政令の施行に伴う政令の改正を受けて、広島県条例から市条例に移行したため、手引きを策定（初版）
■平成29年8月	■独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律を受け、必要な規定の整理
■令和元年6月	■厳島風致地区の区域の縮小による手引きの改定。
■令和6年1月	■申請書などの押印廃止による様式の改定。

(別記)

様式第1号(第2条関係)

<h3>風致地区内建築等許可(変更)申請書</h3>	
年 月 日	
廿日市市長様	
申請者住所 氏名	
〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成24年条例第34号)第2条第1項の規定による許可(変更の許可)を受けたいので、次のとおり申請します。	
行 為 地	_宮島_都市計画_巖島_風致地区内  廿日市市 _宮島町_-----
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築、改築、増築又は移転 <input type="checkbox"/> 工作物の新築、改築、増築又は移転 <input type="checkbox"/> 建築物等の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 宅地の造成 <input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 干拓 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土石の類の採取 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
目 的	
行 為 の 内 容	別紙施行方法書及び添付図面のとおり
完了予定期日	___年 ___月 ___日
その他参考事項	

注 1 行為の種類欄には、該当事項の□の中に☑印を記入すること。

2 許可変更申請書の場合は、「その他参考事項」欄に変更の概要及び許可番号を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

風致地区内建築等（変更）協議書

年 月 日

廿日市市長様

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第34号）第3条第1項の規定により、次のとおり協議（変更の協議）します。

行 為 地	_宮島_都市計画_厳島_風致地区内 廿日市市 _宮島町_-----
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築、改築、増築又は移転 <input type="checkbox"/> 工作物の新築、改築、増築又は移転 <input type="checkbox"/> 建築物等の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 宅地の造成 <input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 干拓 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土石の類の採取 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
目 的	
行 為 の 内 容	別紙施行方法書及び添付図面のとおり
完了予定期日	___年 ___月 ___日
その他参考事項	

- 注 1 行為の種類欄には、該当事項の□の中に☑印を記入すること。  
2 変更協議書の場合は、「その他参考事項」欄に変更の概要を記入すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



風致地区内建築等（変更）通知書

年 月 日

廿日市市長様

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第34号）第3条第2項の規定により、次のとおり通知（変更の通知）します。

行 為 地	_宮島_都市計画_厳島_風致地区内 廿日市市 _宮島町_-----
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築、改築、増築又は移転 <input type="checkbox"/> 工作物の新築、改築、増築又は移転 <input type="checkbox"/> 建築等の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 宅地の造成 <input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 干拓 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土石の類の採取 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
目 的	
行 為 の 内 容	別紙施行方法書及び添付図面のとおり
完了予定期日	___年 ___月 ___日
その他参考事項	

- 注 1 行為の種類欄には、該当事項の□の中に☑印を記入すること。  
2 変更通知書の場合は、「その他参考事項」欄に変更の概要を記入すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号（第2条関係）

施 行 方 法 書			
土地所有者の住所及び氏名		住所	氏名
建築物の新築、改築、増築又は移転	(1) 行為の種類	<input type="checkbox"/> 仮設の場合 <input type="checkbox"/> 地下の場合 <input type="checkbox"/> その他の場合	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転
	(2) 構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造り <input type="checkbox"/> 鉄骨造り <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造り <input type="checkbox"/> _____	
	(3) 用途		
	(4) 高さ（深さ）	地上_____メートル 地下_____メートル	
	(5) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	敷地面積_____平方メートル (a) 建築面積 既設_____平方メートル 今回申請分_____平方メートル (b) (c) _____平方メートル 計_____平方メートル (d) 建ぺい率_____パーセント (d / a × 100)	
	(6) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離	道路に接する部分_____メートル その他の部分_____メートル	
	(7) 色彩	屋根_____ 外壁_____ その他_____	
	(8) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の建築物の敷地の面積に対する割合	敷地面積_____平方メートル (a) 緑地面積 保全_____平方メートル (b) 植栽_____平方メートル 計_____平方メートル (c) (d) 緑地率_____パーセント (d / a × 100)	
	(9) その他		

工作物の新築、改築、増築又は移転	(1) 行為の種類	<input type="checkbox"/> 仮設の場合 <input type="checkbox"/> 地下の場合 <input type="checkbox"/> その他の場合	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転
	(2) 種目及び構造	種目_____ 構造_____	
	(3) 規模	高さ 地上_____メートル 長さ_____メートル 地下_____メートル 面積_____平方メートル	
	(4) 色彩		
	(5) その他		
建築物等の色彩の変更	(1) 建築物、工作物の別及び変更する部分	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	
	(2) 変更する面積	_____平方メートル	
	(3) 変更前後の色彩	変更前_____ 変更後_____	
	(4) その他		
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (以下「宅地の造成等」という。)	(1) 面積	_____ヘクタール	
	(2) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合	宅地の造成等に係る土地の面積_____平方メートル (a) 緑地面積 保全_____平方メートル (b) 植栽_____平方メートル計_____平方メートル (c) (d) 緑地率_____パーセント (d / a × 100)	
	(3) 法の高さ	切土又は盛土による法の高さ 最大_____メートル 平均約_____メートル	
	(4) 風致維持のための措置を行う場合は、その概要	法に対する措置 その他の措置	
	(5) その他		
水面の埋立て又は干拓	(1) 面積	_____ヘクタール	
	(2) その他		

木竹の伐採	(1) 行為の種類	<input type="checkbox"/> 森林の皆伐 <input type="checkbox"/> 森林の択伐 <input type="checkbox"/> その他_____
	(2) 伐採する面積	_____ヘクタール
	(3) 伐採する樹種 (主なもの)	
	(4) 伐採後の措置	
土石の類の 採取	(1) 採取の方法	<input type="checkbox"/> 露天掘 <input type="checkbox"/> その他_____
	(2) 採取する面積	_____ヘクタール
	(3) 採取物の種類 (主なもの)	
	(4) 採取後の措置	
屋外における 土石、廃 棄物又は再 生資源の積	(1) 面積	_____平方メートル
	(2) 高さ	_____メートル
	(3) 種類	
	(4) その他	

- 注 1 申請者が土地の所有者と異なるときは、土地所有者の承諾書を添付すること。
- 2 建築物の新築、改築、増築又は移転の欄(8)については、造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われたことにより生じた土地で建築物の新築を行う場合のみ記入すること。
- 3 該当事項の□の中には $\surd$ 印を記入すること。
- 4 不用の欄は、消すこと。

風致地区内建築等中止届出書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり風致地区内における建築等を中止しました。

行 為 地	_宮島_ 都市計画 _巖島_ 風致地区内 廿日市市 _宮島町_
行 為 の 種 類	
許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	平成 ___年 ___月 ___日 指令廿第 ___号
中 止 の 理 由	
中 止 年 月 日	___年 ___月 ___日

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。